

公共建築設備数量積算基準

平成 1 5 年版

< 目 次 >

第1編	総則	
1	目的	1
2	適用	1
3	基本事項	1
第2編	共通事項	
第1章	共通事項	
第1節	機器搬入・搬出	2
第2節	土工事・地業工事	2
第3節	コンクリート工事	3
第4節	はつり工事	3
第5節	発生材処理	4
第6節	直接仮設	4
第3編	電気設備工事	
第1章	共通工事	
第1節	配管・配線工事	5
第2節	接地工事	6
第2章	電力設備工事	
第1節	機器	6
第2節	盤類	7
第3節	機具類	7
第4節	構内線路工事	8
第3章	通信・情報設備工事	
第1節	機器	8
第2節	盤類	9
第3節	機具類	9
第4章	改修工事	
第1節	撤去工事	9
第2節	試験・調査	10

第4編	機械設備工事	
第1章	共通工事	
第1節	配管工事	10
第2節	保温工事	11
第3節	塗装及び防錆工事	12
第2章	空気調和設備工事	
第1節	機器	12
第2節	ダクト工事	13
第3節	自動制御設備	13
第4節	総合調整	14
第3章	給排水衛生設備工事	
第1節	衛生器具	14
第2節	機器	15
第3節	機具類	15
第4章	改修工事	
第1節	撤去工事	16
第2節	あと施工アンカー	16
第3節	切断(切離し)・接続・閉塞	16
第4節	清掃・洗浄・消毒	17
第5節	文字標識等	17
第6節	総合調整	17

公共建築設備数量積算基準

第1編 総則

1 目的

この基準は、建築物における電気設備工事及び機械設備工事の数量積算を設計図書に基づき、統一かつ効率的に行うことにより、数量の計測・計算の適正な実施に資することを目的とする。

2 適用

この基準は、電気設備及び機械設備の新営工事及び改修工事(模様替え及び修繕をいう。以下同じ。)に適用する。

3 基本事項

- (1) 数量は、設計数量とする。ただし、計画数量を必要とする場合は、本基準に示す方法による。
- (2) 本基準において設計寸法とは、設計図書に表示された寸法、表示された寸法から計算によって得られる寸法及びスケール等により読み取ることのできる寸法をいう。
- (3) 計測・計算の単位は、原則としてm、m²、m³、kg及びtとするほか適切な単位とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、箇所等の単位とすることができる。
- (4) 計測・計算の有効数値は、原則として次による。
 - 1) 端数の処理は、四捨五入とする。
 - 2) 長さは、小数点第1位とする。
 - 3) 面積、体積及び質量は、小数点第2位とする。
 - 4) 電子データの数値については、その数値を活用しても良い。
- (5) 内訳書の単価に対応する数量は、原則として小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。
- (6) 数量に対応する単価は、機器・材料等の単価、複合単価、市場単価及び合成単価とする。
- (7) 本基準に規定した計測・計算の方法に準ずる略算法を用いるときは、適切な方法による。
- (8) 本基準に規定した計測・計算の方法に統計値を用いるときは、適切な方法による。
- (9) 計測・計算の区分は、内訳書による種目、科目(中科目)及び細目に区分するほか、第2編以降の当該事項による。

第2編 共通事項

第1章 共通事項

第1節 機器搬入・搬出

1 適用範囲

単体の質量が 100 kg以上の機器類における、現場敷地内の仮置場と設置場所間の搬入・仮据付け及び搬出に適用する。

2 計測の区分

機器搬入・搬出は、質量及び容積により、重量品及び容積品に区分する。

3 計測・計算

(1) 対象とする質量は、単体の機器の質量とする。

(2) 重量品は、機器類の質量に対応した数値による補正を行うものとする。

(3) 容積品は、機器類の容積当たりの質量に対応した数値による補正を行うものとする。

第2節 土工事・地業工事

1 適用範囲

埋設配管、ハンドホール及び柵類等の土工事・地業工事に適用する。

2 計測の区分

土工事・地業工事は、根切り、埋戻し、残土処分及び砂利地業等に区分する。

3 計測・計算

(1) 根切り、埋戻し及び残土処分は、計画数量とし、砂利地業等は、原則として設計数量とする。

(2) 土工事の計測・計算は、原則として設計地盤（基準線）から行う。

(3) 土の掘削による土砂量の増加及び締め固めによる土砂量の減少はないものとする。

(4) 土工事の数量は、重複のない数量とする。

(5) 根切りの数量は、根切り幅に根切り長さ及び根切り深さを乗じた体積とする。

1) 根切り深さは、根切り基準線から地下埋設物等の底面までの深さに、均し（捨）コンクリート及び砂利地業等の厚さを加えたものとする。

2) 根切りの方法は、根切り深さが 1.5m未満の場合は直掘り工法とし、1.5m以上の場合は法付け工法とする。

3) 法付け工法の法幅は、根切り深さに 0.3 を乗じたものとする。

4) 法付け工法の作業上のゆとり幅は、配管類においては 0.3mとし、地下埋設物においては 0.5mとする。

5) 直掘り工法で根切り深さ 1m未満の場合の余幅は、配管類においては 0.2mとし、地下埋設物においては 0.5mとする。また、根切り深さ 1m以上 1.5m未満の場合の余幅は、配管類においては 0.4mとし、地下埋設物においては 0.5mとする。

- 6) 法付け工法の余幅は、ゆとり幅に法幅の 1/2 を加えるものとする。
- 7) 根切り幅は、地下埋設物等の底面の寸法に余幅を加えるものとする。
- (6) 埋戻しの数量は、根切り数量から基準線以下の地下埋設物、山砂、砂利地業、均し(捨)コンクリート等の体積を減じたものとする。ただし、呼び径が 200 A 以下の埋設配管類の体積は減じない。
- (7) 残土処分の数量は、根切り数量から埋戻し数量を減じたものとする。
- (8) 砂利地業等の数量は、面積に厚さを乗じた体積とする。
 - 1) 配管類の砂利地業等の面積は、根切り底面積とする。
 - 2) 地下埋設物等の砂利地業等の面積は、埋設物等の底部側面に 0.1m を加えて計算した面積とする。

第3節 コンクリート工事

- 1 適用範囲
機器類の基礎、ハンドホール及び柵類等のコンクリート工事に適用する。
- 2 計測の区分
コンクリート工事は、コンクリート及び型枠等に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) コンクリートの数量は、コンクリートの面積にその高さ、又は厚さを乗じた体積とする。ただし、無筋コンクリートがある場合の基礎の高さは、無筋コンクリートの厚さを加えたものとする。また、鉄筋、電線管及び配管類による体積の欠除は無いものとする。
 - (2) 型枠の数量は、コンクリート側面の面積とする。ただし、底面に型枠を必要とする場合は、その面積を加えるものとする。
 - (3) 鉄筋の数量は、コンクリートの設計寸法に基づく長さに、単位質量を乗じた質量とする。
 - (4) モルタルの数量は、モルタル塗りを行うコンクリート面の面積又は体積とする。
 - (5) 直ならし仕上げの数量は、コンクリート面の面積とする。

第4節 はつり工事

- 1 適用範囲
壁又は床等のはつり工事に適用する。
- 2 計測の区分
はつり工事は、貫通口はつり、溝はつり及び面はつりに区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 貫通口はつりの数量は、口径又は、面積及びコンクリートの厚さごとの個数とする。
 - (2) 溝はつりの数量は、はつり幅及び深さごとの長さとする。

(3) 面はつりの数量は、はつり部分の表面積とする。

第 5 節 発生材処理

1 適用範囲

発生材の構外搬出処理に適用する。

2 計測の区分

発生材は、処分先及び処分方法ごとに、積込み、運搬、処分に区分する。

3 計測・計算

(1) 発生材は、設計図書に基づく数量とする。

第 6 節 直接仮設

1 適用範囲

改修工事における足場、仮設間仕切り、養生等の直接仮設工事に適用する。

2 計測の区分

直接仮設は、足場、仮設間仕切り、養生等の種類ごとに区分する。

3 計測・計算

(1) 直接仮設は設計図書に指定された内容とし、数量は次による。

1) 原則として、墨出しの数量は計測・計算の対象としない。

2) 足場の数量は、種別に応じた対象面積、長さ、又は箇所数等とする。

外部足場

外部足場の数量は、足場の中心の水平長さとして構築物等の上部までの高さによる面積とする。また、安全手すりの数量は足場の水平長さとする。

仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又は箇所数とする。

内部足場

内部足場の数量は、対象面積とする。なお、階高が 4 m 以上の内部足場は、高さに応じた足場とし、その数量は足場の区分に応じた対象面積とする。

3) 仮設間仕切りの数量は、種別に応じた対象面積とする。

4) 養生の数量は、種別に応じた対象面積、長さ、又は箇所数等とする。

資材搬入通路の養生

資材搬入通路（廊下、階段室、ホール等）の数量は、通路幅を 2 m とした床面とする。ただし、対象とする幅が 2 m 未満の場合は、その幅とする。

エレベーターの養生

エレベーターの数量は、かご内の壁面積（壁の長さ×養生に必要な高さ）及び床面積とし数量は、台数とする。

第3編 電気設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管・配線工事

1 適用範囲

配管及び電線・ケーブル類に適用する。

2 計測の区分

配管・配線工事は、用途、種類、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管及び電線・ケーブル類の数量は、次による。

- 1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。
- 2) 壁面に取付ける機器等に接続する配線の数量は、壁面までの長さとする。
- 3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
- 4) ケーブルラック、金属ダクト、床ピット等にふ設する電線・ケーブル類の数量は、中心線上における長さとする。
- 5) 電線管内に配線された電線等の数量は、電線管の長さとする。

(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の付属品は、計測の対象としない。ただし、防爆工事用の付属品は計測する。

(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測する。

(4) 金属ダクトの数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。

(5) ケーブルラックの数量は、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における長さとする。

1) 段ふ設は、段数ごとに区分し、幅の大きい物より順に計測する。

2) セパレータ、ラック用カバーは、種類ごとに計測する。

(6) 電線管、ケーブルラック及び金属ダクトのスリーブ工事の数量は、面積、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(7) ラइटニングダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとする。

(8) バスダクトの直線部の数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び容量ごとの個数とする。

(9) プルボックス及び位置ボックスの数量は、その個数とする。

(10) ボンディングの数量は、次による。

1) 位置ボックス用ボンディングの数量は、必要とする位置ボックスの個数とする。

2) プルボックス及び盤類のボンディングは、必要に応じ計測する。

(11) 箱入れの数量は、開口部の面積及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。

- (12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法、部位ごとの個数とする。
- (13) 高圧ケーブルの端末処理及び分岐加工の数量は、規格、寸法、施工方法及び端末処理の仕様ごとの箇所数とする。
- (14) 低圧ケーブルの端末処理は、原則として計測しない。ただし、低圧ケーブルの屋外の端末処理及び設計図書で指定された場合のモールド接続材等は、仕様ごとの箇所数とする。
- (15) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤でケーブルの接続を見込む場合は計測しない。
- (16) 配管・機器類等の塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。
 - 1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。
 - 2) 配管以外の塗装の数量は、その表面積とする。

第2節 接地工事

- 1 適用範囲
避雷設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。
- 2 計測の区分
接地工事は、種目別及び用途別等により区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 接地の数量は、接地極の組合せごとの個数とする。
 - (2) 接地極埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
 - (3) 接地端子箱の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。

第2章 電力設備工事

第1節 機器

- 1 適用範囲
電力設備及び受変電設備、静止形電源設備、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。
- 2 計測の区分
機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
 - (2) 静止形電源設備の数量は、整流器及び蓄電池の仕様ごとの個数とする。
ただし、キャビネットに収納されている場合は、静止形電源装置の個数とする。
 - (3) 発電設備の数量は、次による。
 - 1) 発電機、原動機、燃料槽及び太陽電池等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。
ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。

- 2) 燃料配管、冷却水配管、排気配管等の数量は、第4編の機械設備工事に定めるところによる。

第2節 盤類

1 適用範囲

盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。
- (2) 高低圧受配電盤（開放型受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とし、変圧器、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル等の数量は、仕様ごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 配線器具の数量は、器具の形式及び容量による組合せごとの個数とする。
- (3) 白熱灯及び蛍光灯照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。ただし、HID灯照明器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。
- (4) 開口補強及び天井切込加工は、原則として計測の対象としない。
- (5) 電動機及び電極棒の結線及び接続の数量は、次による。
- 1) 電動機結線の数量は、容量及び始動方式ごとの個数とする。
 - 2) 電極棒結線の数量は、組数ごとの個数とする。
 - 3) 電動機接続等の数量は、配管サイズごとの個数とする。
- (6) 開放型受変電設備用工事材料の数量は、次による。
- 1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。
 - 2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格ごとの長さとする。
- (7) 避雷設備の数量は、次による。
- 1) 避雷針の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。
 - 2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボ

ルトは、計測の対象としない。

3) むね上導体の付属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。

第4節 構内電線路工事

1 適用範囲

架空及び地中に施設される電線路に適用する。

2 計測の区分

構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。

3 計測・計算

(1) 架空電線路の数量は、次による。

1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。

2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。

3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。

4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格・寸法ごとの長さ及び径間数とする。

5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。

(2) 地中電線路の数量は、次による。

1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。

2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。

3) 防水鋳鉄管の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。

4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様別ごとの個数とする。

第3章 通信・情報設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

通信情報設備工事、中央監視制御設備工事の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。

(2) 構内交換機の数量は、交換機、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。

ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。

(3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置及び記録装置等の仕様ごとの個数とする。

第2節 盤類

1 適用範囲

盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 端子盤の数量は、収容端子板の内容、形式及び構造ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。
- (2) テレビ機器収容箱の数量は、その形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器及び分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。
- (3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所及び施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。

第4章 改修工事

本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」、第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。

第1節 撤去工事

1 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の撤去工事に適用する。

2 計測の区分

撤去の数量は、撤去材の取扱いに応じて区分する。

3 計測・計算

- (1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。
- (2) 原則として、付随して撤去されるものについては、計測の対象としない。
- (3) 分別は、設計図書で指定された方法に従い、計測する。

第2節 試験、調査

1 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の試験、調査に適用する。

2 計測の区分

原則として、試験、調査に区分する。

3 計測・計算

(1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書で指定された内容、項目ごとに計測する。

(2) 総合動作試験は、設計図書で指定された内容、項目ごとに計測する。

(3) 非破壊調査は、部位、調査方法別に計測する。

第4編 機械設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管及び配管付属品に適用する。

2 計測の区分

配管工事は、施工上の分類及び関連材料等により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の数量は、直線の長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。

(2) 弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。

(3) 弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の配管付属品による配管の欠除はないものとする。

(4) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。

(5) 合成樹脂製断熱支持材の数量は、形状、規格及び呼び口径ごとの個数とする。

(6) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(7) スリーブ工事の数量は、適切な統計値による。ただし、必要がある場合は、口径・材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(8) 一般用弁、栓、圧力計、温度計等の配管付属品の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。

- (9) 二方弁装置及び三方弁装置等の数量は、次による。
 - 1) 弁装置の数量は、規格及び口径ごとの組数とする。
 - 2) 弁装置の構成品は、弁類、ストレーナー、フランジ、バイパス用配管等とする。
 - 3) 弁装置の制御弁本体の数量は、口径ごとの個数とする。
- (10) 冷温水配管の数量は、次による。
 - 1) 分岐部の配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
 - 2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
- (11) 蒸気及び還水管の数量は、次による。
 - 1) 分岐部の配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
 - 2) 放熱器等に接続する配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
- (12) 冷媒配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
- (13) 給排水衛生設備配管の数量は、次による。
 - 1) 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。
 - 2) 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。
 - 3) 屋外排水管の数量は、原則として、排水柵の中心間における長さとする。
 - 4) 衛生器具に接続する配管の数量は、立上り、立下り等を見込んだ長さとする。
 - 5) 都市ガス本管からの引き込み配管及び敷地内の都市ガス配管の数量は、ガス事業者の規定による。
 - 6) 埋設管の埋設表示用テープの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
 - 7) 埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。

第 2 節 保温工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器類の保温及び断熱等に適用する。

2 計測の区分

保温工事は、施工上の分類及び関連材料等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。
- (2) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さ又は表面積とする。
- (3) チャンバー類の保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
- (4) 消音エルボ等の保温の数量は、表面積とする。
- (5) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。

(6) 呼び径が 65 A 以上の弁類、ストレーナー等の保温は、計測の対象とし、保温の数量は、個数とする。

(7) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。

第 3 節 塗装及び防錆工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器類の塗装及び防錆等に適用する。

2 計測の区分

塗装及び防錆工事は、施工上の分類及び関連材料等により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の塗装及び防錆の数量は、配管の長さとする。

(2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。

(3) チャンバー類の塗装の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。

(4) 機器類及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする

(5) 支持架台等の塗装の数量は、表面積とする。

(6) 機器名称、矢印、標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。

第 2 章 空気調和設備工事

第 1 節 機器

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備等に用いる機器類及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類及び仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器類の数量は、機器の形式ごとの台数又は組数とする。ただし、付属品は、計測の対象としない。

(2) 機器の架台及び支持金物等の数量は、質量とする。

(3) 煙道の数量は、次による。

1) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。ただし、伸縮継手等による数量の欠除はないものとする。

2) 伸縮継手、掃除口及びばい煙濃度計取付口等の数量は、その寸法ごとの個数とする。

第2節 ダクト工事

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備等のダクト及びダクト付属品に適用する。

2 計測の区分

ダクト工事は、施工上の分類及び関連材料等により区分する。

3 計測・計算

- (1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び分岐部等のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。
- (2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。
- (3) スパイラルダクト及び円形ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。
- (4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。
- (5) ダクトの数量は、ダンパー類及びたわみ継手による欠除はないものとする。
- (6) 支持金物及び吊り金物は計測の対象としない。ただし、支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。
- (7) 防火区画等の貫通部処理の数量は、口径又は面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (8) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。
- (9) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。
- (10) スリーブ及び箱入れの数量は、断面積及び床・壁・梁厚ごとの個数とする。
- (11) たわみ継手の数量は、接続するダクト又は機器の周長とする。ただし、送風機に接続する、たわみ継手の数量は、送風機ごとの組数とする。
- (12) ダンパーの数量は、種類、寸法及び形状ごとの個数とする。
- (13) 消音エルボの数量は、略算法による表面積とする。
- (14) チャンバー類の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
- (15) フィルターの数量は、形式ごとの組数とする。
- (16) 排煙口の数量は、形状及び寸法ごとの個数とする。ただし、開放装置は計測の対象としない。
- (17) ベントキャップ及びウェザーカバーの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。
- (18) 排気フードの数量は、材質及び形状ごとの個数とする。
- (19) 吹出口及び吸込口の数量は、その材質及び形状ごとの個数とする。
- (20) 風量測定口の数量は、測定口の材質及び形式ごとの個数とする。
- (21) 温度計の数量は、温度計の材質及び形式ごとの個数とする。

第3節 自動制御設備

1 適用範囲

自動制御設備の機器類、制御盤類及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

自動制御設備は、自動制御装置、中央監視制御装置、自動制御盤及び計装機材に区分する。

3 計測・計算

- (1) 自動制御装置及び制御盤類の数量は、その形式ごとの個数とする。
- (2) 中央監視制御装置の数量は、中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組数とする。
- (3) 計装機材における配管配線の数量は、第3編 第1章 第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。
- (4) 計装機材における、空気配管の数量は、本編 第1章 第1節「配管工事」に定めるところによる。

第4節 総合調整

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、空気調和設備、換気設備及び排煙設備に区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし直接暖房の蒸気配管、空気抜き管、油管等は、計測の対象としない。
- (2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクトの長さとする。
- (3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延面積に対応した工数とする。
- (4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空気調和機の台数とする。
- (5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。
- (6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、特殊な条件の場合は、必要な数量とする。

第3章 給排水衛生設備工事

第1節 衛生器具

1 適用範囲

給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

衛生器具は、種類及び関連材料等により区分する。

3 計測・計算

(1) 衛生器具の数量は、組数とする。ただし、衛生器具の付属品は、計測の対象としない。

(2) 化粧棚、水石けん入れ、鏡、手摺り等の数量は、組数又は個数とする。

(3) 箱入れの数量は、断面積及び床・壁厚ごとの組数とする。

第2節 機器

1 適用範囲

給排水衛生設備、消火設備、厨房機器設備、ガス設備の機器類及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類及び仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器類の数量は、機器の形式ごとの台数又は組数とする。

(2) 機器予備品等は、その仕様ごとの個数とする。ただし、機器類の付属品は、計測の対象としない。

(3) 機器の架台及び支持金物等の数量は、質量とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

給排水衛生設備、消火設備、厨房機器設備、ガス設備の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、種類及び仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。

(2) 桝類の数量は、桝の種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。

(3) 消火設備の器具の数量は、屋内及び屋外消火栓箱、連結送水管、スプリンクラー等の形式及び、規格寸法ごとの個数又は組数とする。

(4) 厨房器具類の数量は、その形式及び仕様ごとの台数とする。

第4章 改修工事

本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「空気調和設備工事」、第3章「給排水衛生設備工事」に定めるところによる。

第1節 撤去工事

1 適用範囲

機械設備等の撤去工事に適用する。

2 計測の区分

撤去工事は、機器、配管、ダクト、保温、基礎等に区分する。

3 計測・計算

(1) 撤去の数量は、次による。

- 1) 配管の撤去に伴う、弁類、防振継手、伸縮管継手及びフレキシブルジョイント等の数量は、原則として呼び径65以上を対象とし、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 2) 配管及びダクトの吊り及び支持金物の数量は、計測の対象としない。
- 3) チャンバー、制気口ボックスの撤去の数量は、表面積とする。

第2節 あと施工アンカー

1 適用範囲

機器、配管及びダクト類の吊り・支持・固定に用いる、あと施工アンカーに適用する。

2 計測の区分

あと施工アンカーは、種類及び仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) あと施工アンカーの数量は、次による。

- 1) 配管及びダクトの吊り・支持に用いる、あと施工アンカーの数量は、対象配管等の長さに0.7を乗じて算出した換算長さを、支持間隔で除した数値を切り上げた個数とする。ただし、長方形ダクトについては、その個数を2倍した数量とする。
- 2) 形鋼振れ止め支持に用いるあと施工アンカーは、計測の対象としない。
- 3) あと施工アンカーの性能確認及び施工後確認試験の数量は、特記内容に基づいた対象試験に応じたものとする。

第3節 切断(切離し)・接続・閉塞

1 適用範囲

機械設備工事等の配管、ダクトの切断(切離し)・接続・閉塞に適用する。

2 計測の区分

切断(切離し)・接続・閉塞は、配管、ダクトに区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の切断(切離し)・接続・閉塞の数量は、次による。

1) 配管の切断(切離し) 接続部(分流・合流含む)の数量は、切断(切離し) 接続される既設配管の管種及び呼び径ごとの箇所数とする。ただし、既設配管に予め分岐、合流のための接続措置が施されている場合又は弁類への接続は、計測の対象としない。

2) 既設配管の端部閉塞処置の数量は、呼び径ごとの箇所数とする。

(2) ダクトの接続・閉塞の数量は、次による。

1) ダクトの分岐・合流接続の数量は、接続される既設ダクトの1m分の面積又は長さとする。ただし、設計図書により対象範囲が指定されている場合は、その数量とする。

2) 既設ダクトの閉塞処置の数量は、閉塞部の開口面積ごとの箇所数とする。

第4節 清掃・洗浄・消毒

1 適用範囲

水槽類、再使用資機材、撤去資機材等の清掃・洗浄・消毒に適用する。

2 計測の区分

清掃・洗浄・消毒は、対象資機材及び方式別に区分する。

3 計測・計算

(1) 水槽類の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの面積、箇所数等とする。

(2) 再使用資機材の清掃・洗浄・消毒の数量は、種類及び方式ごとの箇所数等とする。

(3) 撤去資機材の洗浄の数量は、対象品目ごとの個数等とする。

第5節 文字標識等

1 適用範囲

機械設備工事の機器、配管、ダクトの文字標識等に適用する。

2 計測の区分

文字標識等は、空気調和設備と衛生設備に区分する。

3 計測・計算

文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積及び内容等により補正した工数とする。

第6節 総合調整

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、空気調和設備、換気設備及び排煙設備に区分する。

3 計測・計算

- (1) ダクト系統の総合調整は、設計図書に指定された内容による数量とする。ただし、指定なき場合は、ダクト改修部の対象面積又は対象長さとする。
- (2) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積及び内容等により補正した工数とする。